

（接地部及び接地圧）

第288条 走行装置の接地部及び接地圧に関し、保安基準第66条の5の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 接地部は、道路を破損する恐れのないものであること。
- 二 空気入りゴムタイヤ又は接地部の厚さ25mm以上の固形ゴムタイヤについては、その接地圧は、タイヤの接地部の幅1 cmあたり200kgを超えないこと。この場合において、「タイヤの接地部の幅」とは、実際に地面と接している部分の最大幅をいう。
- 三 付随車を牽引する特定小型原動機付自転車^{けん}にあつては、付随車を連結した状態においても、前号の基準に適合すること。